

令和2年度 第3回神栖市行政委員連絡協議会会議録

日 時 令和3年1月27日（水）
午後6時30分～午後7時45分
場 所 神栖市役所 3階 301会議室

■出席者

柳堀行政委員，中田行政委員，今郡行政委員，丸山行政委員，
吉川行政委員，溝口行政委員，立原行政委員，細田行政委員（行政委員8名）
山口課長，小森課長補佐，古徳係長，宮川（事務局4名）

■会議内容

1 開 会

2 会長挨拶

3 案 件

（1）区長会の開催結果報告について

各地域において開催された区長会の開催状況について，委員8名から発表していただきました。

【軽野区長会】開催日：12月12日（土）

- ・10月9日の中学校別の区長会の話し合いの中で，軽野地区はごみ問題が各地区の区長さんから多くあげられたため，これを軽野地区の共有課題として，意見交換した。
- ・地区によってどのように発生しているか，ごみの捨てられる場所，種類，理由について，現状把握。
- ・その他として，私有地に不法投棄されたものをどういうふう処理するか，土地の持ち主が，最終的には処理するということだが，知らない人もいる。こういうところを知りたいという意見があった。
- ・またその他の意見として，ごみ問題のこういう席に，市の廃棄物対策課の人が出席してくれるといい。不法投棄，産業廃棄物，ごみの処理方法などの意見を聞きたい。

【平泉区長会】開催日：1月15日（金）

- ・平泉区長会では，各地区の課題，問題について各地区から説明してもらった。
- ・堀割地区では，これは他の地区も同じだが，地区を抜ける人が多く，区長の担い手も不足している。地区に対する愛着がないと感じることもあり，極端な話，ごみ出しさえできれば地区に入らなくても何ともないと思っている方もいるようだ。
- ・下幡木地区では，区長の担い手については，区長を引き受ける時に次の区長を決めてから受けるようにしているというような形をとっている。また，地区の加入案内の説明にいくと，地区に入るとどんなメリットがあるか聞かれ，その次の言葉がなかなか見つか

らない。

- ・鰯川地区では、地区の世帯も少なく、三役を5年で回している。何名か多くの年数務めている。役員の年齢層が若くなり、本人が仕事で忙しく、その親御さんが出席してる状況になっている。
- ・以上のような形で、各地区で日頃思われている問題点等の共有を行い、次回の区長会に話を発展をしたいということで会議を終えた。

【知手区長会】開催日：11月17日（火）

- ・10月9日の日に話をした時にまとめた結果、各地区の取り組みについて話し合った。
- ・各地区では、定例会を行い月の報告、廃品回収、ごみ拾い、公園の清掃、子ども会、消防団を集めてバーベキューをする、自警団を毎朝行うなど、それぞれの活動をしている。
- ・また、市への要望について、いろいろな問題が出たが、軽野地区ででたようなごみ問題が多かった。風車の下のごみは、港湾の土地だから市で撤去できないと言われ、市から港湾へ撤去を依頼しても、予算の関係で撤去してもらえない。市の景観を壊すことなので撤去してもらいたい。どうしたらいいか、ということで、監視カメラなどを置いたらどうかとか、お金がかかるんだったら、ダミーでも置いてみたらいくら違うんじゃないかなど、いろいろな案が出た。

【大野原区長会】開催日：10月22日（木）

- ・4中区は、コミ協議の後、各地区の困りごとについて話し合いをしたが、やはり地区脱退者が多いということが一番の問題となっている。それももう何年も前からの話で、脱退者を止めることもできない。かといって加入促進等においてもままならない。各地区でも問題がなかなか、一本化できないこともあり、区長会の7地区で一つにまとまってやることもないのでは、ということであった。

【波崎東部区長会】開催日：1月15日（金）

- ・後期説明会の時に、昨年8月から始めた、明神前地区の資源ごみのポイント制の導入について説明をし、導入の是非について各地区にその結果の決をとった。
- ・資源ごみのポイント制度については、資源ごみの回収促進と、資源ごみの回収協力者へのメリットということで、毎月1回の資源ごみの収集の際に、ポイントを付与し、6ポイント貯めると、ティッシュボックス5箱と交換するというようなシステムである。
- ・明神前地区の実績としては、導入前と導入後では、大体ごみの量が2割ぐらい増えた。
- ・各地区の検討の結果、導入を検討したいというところは1地区。持ち帰って、役員等協力団体と協議するが3地区、導入には消極的というのが2地区、今年度、資源ごみの収集をやめたため導入困難というところが1地区、ということであった。

【波崎西部区長会】開催日：11月21日（土）

- ・波崎西部区長会は、二つの地区に絞り、改善並びに要望等の協議をした。
- ・仲舍利地区では、廃棄物の減量推進員が廃止となり、区内のごみ集積所の管理は利用者が行うこととなった結果、名前の記入のないごみ袋や分別されないごみが投棄されるようになってしまった。新規にこられた方にごみの収集、集積所の使用について聞かれた

場合、地区の集積所を使用したい時には、各集積所の利用者の了承を得るように伝えているが、ここが一番地元の人とトラブルになりやすいところで、ここにゴミを置かせない、といった話もよく聞かれる。新しい人を受入れる優しさも欲しいところだが、地区のごみ箱は区費の中から購入し、輪番制で掃除して管理しており、地区未加入者が、例えばそのごみ箱を利用したり、箱の中に入りきらないゴミを周囲に置いて行ったりが日常茶飯事で、大分苦労している。廃棄物減量推進委員がなくなり、今は副区長さんに見回りを頼んでいる。地区未加入者専用の集積場所を市に作ってもらったらどうかという意見もあったが、そうすると、不法投棄というか、誰でもそこに置いていってしまうこともあり得るので、それも難しい。

- ・もう1件は内出地区で、やはりこの廃棄物減量推進員が廃止となり、個人管理となったことで、カラスによる被害が起き、ゴミが散乱している。ゴミの出し方にも問題があるだろうということで調査をし、やはり徹底されてない人もあり、市の方に現場確認してもらい、網を使って管理してみたいということで、網を設置してもらっている。個人管理になったので、ゴミの収集袋に氏名を記入し、お互いに管理を徹底していきましょうという内容と、カラスの防御のポイントなどを紹介し、地区回覧をし、周知した。今はその後状況を見ているところだが、今のところ上手くいってるようで、もう少し様子を見ているところである。

【若松区長会】開催日：12月8日（火）

- ・若松区長会でも、ゴミ問題についていろんな意見が出たが、やはり今、発表があったような内容と同じで、散乱の問題、不法投棄、ゴミ箱の問題が出た。地区のごみ箱が老朽化をしてきて、リニューアルをしたい。区費から支出したという地区もあったが、豊富な財源があるところではできるが、予算がないところは難しい。見るに見かねて自費で購入してくれたところもあって、使われる方に相談し、割り勘にしたというようなこともあった。区費でバックアップはできない場合、これからリニューアルしていくとなると、やはり、受益者負担、地域や地区で、利用する人たちで負担してもらおうという方がいいかなと思う。
- ・ゴミの散乱は、以前は皆さんゴミ袋に名前を書いていたが、書かなくなったことにより、問題が出てきた。資源ゴミのところでも、分別されず回収されないゴミがある。お知らせをするがなかなか徹底できない。袋に入れてもらい、名前を書いてもらうことで、違った場合、お知らせすることができるので、決定ではないが、若松区長会では、袋には名前を書いてもらおうということでまとまった。是正できるものがあつたらば、やっていきたい、というような意見であった。

【矢田部区長会】開催日：11月28日（土）

- ・矢田部区長会としては、今までは、役員の引継ぎを三役で行なっていた。今回の集まりで話に出たのが、年2回3回、集まって会議した方がいいんじゃないかという意見が出た。それを来年度から実行するように、各地区に周知した。
- ・あと活性化ということで、矢田部小学校が廃校になり、何か矢田部地域の盛り上がりがないかということで、「笑輪祭」というイベントを企画しているということで、地区の団体が集まって話し合いをしている。これはまだ、まとまっていなくて、これから詰めて

いく話が出ている。次期の矢田部区長会で、また話合うこととなっている。

各地域の発表の結果を受けて、以下の内容を事務局より説明いたしました。

- ・各地域では、ごみの問題をかかえてるところが非常に多く、大きな課題になっている。各区長会でごみ問題が非常に話題になっているということは、すでに市の廃棄物対策課に報告している。集積所のボックスについては、具体的に廃棄物対策課で今協議進めているところである。今後、集積所の管理、資源回収のあり方などについても、内容を整理し廃棄物対策課に確認する。
- ・地区脱退防止策については、以前から、行政委員連絡協議会や懇談会等で、区に残ってもらうために何をしたらいいかということで、脱退者を防ぐ、減らすためのメリットとなる制度について、加入世帯のポイントカード制度の提案があった。現在、こちらについても、企業港湾商工課、政策企画課で、ポイントカード制度の導入について協議をしている。
- ・今回それぞれの各中学校区の区長会で協議していただいた、ごみ問題、地区脱退防止策については、市でそれぞれ検討させていただき、担当部署で検討した内容を、4月の区長説明会の時に、各地区に説明をさせていただきたい。また、各地域においても内容を引継ぎしていただいて、各区長会の開催する時期や回数、議題などについても、今回のものを糧にさせていただき、次年度以降も引き続き継続していただきたい。

(2) 地区加入案内の手引きについて

地区加入案内の手引きについて、以下の内容を事務局より説明いたしました。

- ・10月9日後期説明会時に各地区に配布したアンケート調査結果を反映させた手引きの修正案について、事務局から以下の2点の追記案を提案し、承認されました。

〔追記案〕

- ・3ページ③訪問時の資料

「訪問先を安心させるため、必要な場合、市で行政協力員（区長）であることの証明書（カード）を交付します。」

- ・2ページ地区活動の内容

「⑦助け合い運動 日本赤十字社寄付や赤い羽根募金などに協力します。」

【質疑・意見】

委員：7番の助け合い運動はいいと思います。僕らのところは区で出しているんですけども、案外知らない人もいます。それから、この身分証明もいいですね。これは何枚かもらえるのですか。前区長さんや班長さん、協力をしてくれる人分も何枚か、出してもらえるといいなと思います。

委員：神栖区では、今年、各班長さんに、首からぶら下げる名札を作りました。第1班、何々さんと名前を書いて下に神栖区長の印鑑を押したものです。それをお渡ししたら、区費を集めるときに、よかったですよ、助かりましたという意見をいただきました。

委員：皆さんにお伺いしたいんですけど、区をもう年だからやめるといってお家があって、同じ敷地内に息子さん達の家がある。息子さん達は、協力的でない。だから親御

さん達がやめてしまうと、その家は全員脱退してしまうんですけど、皆さんの地区はどうですか。

委員：そのようなケース、あります。

委員：加入するときに、お試し期間で、区費を1年間は猶予しようというのがあっていいと思う。区に籍をおいてもらって、1年間回覧板の情報を試してもらおう。お1人暮らしだとか高齢者等の理由で、区をやめてしまうと、誰も訪問しなくなってしまう。逆にそちらの方が心配。

委員：新港区なんですけど、区費は、戸建ては一律いくら、賃貸だと半額ぐらい。旦那さんが亡くなって、奥さんが1人になった方が区をやめるとなると、引き止めるために、賃貸扱いで半額にした。この間、別の家で旦那さんが亡くなった方が、じゃあうちも半額になるかな、となったが、その方は、同じ敷地内に息子さん夫婦が住んでいる。その場合はどうなのかなと。本当の1人の人と、近くに子どもがいる人とは、ちょっと違うでしょうと。今その問題が出てきている。

事務局：今お話があった、区費の減額免除のお話ですが、地区加入案内の手引き、9ページ以降を見ていただきますと、参考資料としまして、規約の例を記載しています。11条、区の運営費ということで、区費の金額の設定について記載しています。第2項にですね、特別な事情がある場合、区費を減額免除することができる。減額または免除を希望する方は、区費等減免申請書を提出してもらおう、となっています。区費の減額、または免除の理由としまして、高齢による収入不足ですとか、或いは旦那さんが亡くなられて収入不足になってしまったりとか、いろいろ諸事情があると思うんですけども、これを規約で、明文化していくことが必要なのかなと思います。どうしても口約束になりますと、今お話いただいたように、違った解釈になってきてしまいます。あくまで地区自治会の運営に関しましては、規約にのっとって運営していただくのがよろしいのかなと。高齢者でも収入がある方もありますし、年齢で一律にはできません。一定の年齢だけで減額してしまうと、区費が足りなくなってしまう。地区運営が立ちゆかなくなるということで、こちらは申請主義をとると。というところが、この手引き書で示してるところでございます。

委員：神栖区では、規約はすでにあるのですが、こういう文面はないんです。減免申請書について、規約を改訂するには、総会で意見をお聞きして、承認を得てからなので、すぐにはできないかなとは思っているんですけども。持ち帰って、検討してみたいと思います。

委員：この11条、2項と3項はいいですね。追加したいですね。

事務局：これは、あくまでサンプルですので、区の規約と照らし合わせていただいて、必要なところを改定していただく。もっと具体的に、減免の対象っていうところを、明記してもいいかなと思いますし、別に定めるのもいいと思うんですけども。その辺は、それぞれ区の事情がございますので、区のお話し合いで決めていただくのがいいと思います。

手引きの方なんですけど、事務局で最終的なチェックを行わせていただきます。細かな修正については、事務局の方で修正させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同：異議なし。

(3) 今後の協議会活動について

例年２月下旬に開催されている意見交換会及び行政委員連絡協議会活動報告について、以下の内容を事務局より説明いたしました。

- ・感染症拡大防止の観点から、意見交換会は開催を見送る。
- ・活動報告については、書面での報告とする。

【質疑・意見】

委員：活動報告は郵送でもらうということですか。これは行政委員に。

事務局：全地区、８５地区区長さんに協議会の活動内容と区長会の活動内容ということで、書面での報告をさせていただきます。

4 その他

＜協議会の公開について＞

会議の結果はホームページで公開することとなり、会議録の概要を掲載します。

5 閉会

— 午後７時４５分終了 —